

## ○草津市路上喫煙の防止に関する条例

平成19年12月27日

条例第34号

改正 平成25年3月29日条例第4号

## (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うことまたは火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為をする場合は、この限りではない。
- (2) 道路等 道路その他の公共の場所(室内およびこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関する施策を実施するとともに、路上喫煙の防止に関する市民等および事業者の意識の啓発に努めなければならない。

## (市民等および事業者の責務)

第4条 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等および事業者は、路上喫煙の防止に関する本市の施策に協力しなければならない。

## (路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間または時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除することができる。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(草津市路上喫煙対策委員会)

第8条 市長の諮問に応じ市域における路上喫煙対策に関する基本的事項を調査審議するため、草津市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

平成20年3月10日

規則第3号

改正 平成21年4月1日規則第8号

平成25年4月1日規則第36号

平成26年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市路上喫煙の防止に関する条例(平成19年草津市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙対策委員会)

第2条 条例第8条第1項の草津市路上喫煙対策委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員会の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員会の庶務は、まちづくり協働部生活安心課において処理する。

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委

員長が委員会に諮って定める。

(路上喫煙禁止区域の標識等の設置)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内で公衆が見やすい場所に、路上喫煙禁止区域である旨を表示した標識および当該路上喫煙禁止区域の図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等をする際に告示する事項)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した路上喫煙禁止区域および当該区域の名称
- (2) 条例第5条第2項の規定により期間または時間を限って路上喫煙禁止区域を指定した場合にあっては、その期間または時間
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第6条第2項の規定において準用する条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除した区域およびその名称
- (2) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の内容
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の効力が生じる日

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日規則第8号) 抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、課に勤務

を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権政策部	人権政策課	総合政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
市民環境部	市民課	まちづくり協働部	市民課
	生活安心課		生活安心課
産業振興部	商業観光課	環境経済部	商業観光課
	産業労政課		産業労政課
	市民交流プラザ		市民交流プラザ
	農林水産課		農林水産課
健康福祉部	長寿福祉課	健康福祉部	長寿いきがい課
	地域包括支援センター		中央地域包括支援センター
都市建設部	都市計画課	都市計画部	都市計画課
	まちなか再生課		まちなか再生課
	草津川跡地整備課		草津川跡地整備課
	景観課		景観課
	交通政策課		交通政策課
	開発調整課		開発調整課
	建築課		建築課
都市建設部	道路課	建設部	道路課
	河川課		河川課
	公園緑地課		公園緑地課
	住宅課		土木管理課
	土木管理課		住宅課

